

FRONTIER

予測できない未来を切り拓くためには、「既存の方法にとらわれず」、自ら適した方法をその都度選択して学び続けることが必要です。ちばっ子の学びに「ICT」という新しい選択肢を増やしましょう。



気をつけよう著作権！

オンラインでの授業の実施やクラウドを用いた教材の共有など、GIGAスクール構想の進展とともに学校現場のデジタル化が進んでいく中で、先生方にお気を付けていただきたいのが著作権に関連することです。

知らなかったでは済まされないことになるおそれもありますので、しっかりとチェックしておきましょう！

Step 1

著作権クイズにチャレンジ！

著作権に関連するクイズを出題いたします。「○」「×」でお答えください。

第1問 教科書に掲載されているエッセイの全部を授業で教員が板書する場合は、利用許諾や補償金の支払いなどはしなくても問題ない。

第2問 教科書に掲載されているエッセイの全部を授業で教員が板書した授業の様子を録画し、いつでも生徒が見られるようにするために、授業動画として編集して、グループウェアソフト上にアップしたが、この場合も利用許諾や補償金の支払いなどはしなくても問題ない。

第3問 教科書に掲載されているスキット（寸劇）を、教師が肉声で録音し、児童・生徒のみがアクセスできるクラウド・サーバーにアップロードする場合、著作権利用の許諾は不要であり、補償金についても支払いは不要である。

第4問 教員がドリルを生徒に購入させず、自分が所有しているドリルを紙にコピーして授業中に生徒に配付し、問題を解かせるのは問題ない。

第5問 運動会でBGMとして邦楽の音楽CDを流した。その様子を保護者がオンラインで参観できるようにした。また、その様子を映像業者に依頼してDVDを作成し販売した。所管している市町村教育委員会がSARTRASに入っていて補償金の支払いなどを行っているので、著作権上の問題はない。

次のページで答え合わせをしましょう！

著作権法について理解しましょう！

<条文>

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において**教育を担任する者**及び**授業を受ける者**は、その**授業の過程における利用**に供することを目的とする場合には、その**必要と認められる限度**において、公表された著作物を複製し、若しくは**公衆送信**（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて**公に伝達**することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない**。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

授業が目的である場合、複製は問題なく、公衆送信する（クラウドへの掲載やグループウェアソフトで共有）場合は補償金の支払いが必要になる。ただし、著作権者の利益を不当に害する場合は、複製などもできない。というポイントを押さえておきましょう。

事例をチェックし、日頃の行動を振り返る！

第1問「○」…複製にあたるのでこのケースは問題ありません。しかし、「教科書」ではない単行本のエッセイを全て…となると著作権者の利益を不当に害するに触れます。

第2問「×」…グループウェアソフト上にアップするのは公衆送信にあたるため、補償金の支払いが必要になります。授業をリアルタイムで同時配信するなどして、自宅などから見られるようにした場合は、利用許諾や補償金の支払いは不要です。

第3問「×」…クラウド・サーバーにアップロードするのは公衆送信となるため、補償金の支払いが必要になります。

第4問「×」…行為は複製ですが、生徒がドリルを買わないで済む状況は著作権者の利益を不当に害するケースに該当するため。ちなみに、生徒が購入したドリルを家に忘れてきたため、その日の授業で使う1ページ分だけをコピーして学習させるなどは、著作権者の利益を不当に害するに当たらないため可能だと考えられます。

第5問「×」…オンラインで保護者向けに限定配信するなどまではSARTRASの対象内と考えられますが、DVDの販売などで業者に利潤が発生する場合などは、SARTRASの対象外になり、許諾と使用料の支払いなどが必要になるケースが発生します。

学校行事については、<https://sartras.or.jp/archives/20211109/> を御確認ください。

参考URL

分からないことはSARTRASのホームページなどで確認しましょう！

『SARTRASホームページ』 <https://sartras.or.jp/>

『改正著作権法第35条運用指針』

https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf